

芸 広 組 監 第 4 号  
令和 4 年 12 月 9 日

芸北広域環境施設組合  
管 理 者 箕 野 博 司 様

芸北広域環境施設組合監査委員 木 原 張 登

芸北広域環境施設組合監査委員 美 濃 孝 二

令和 3 年度決算審査について（報告）

地方自治法第 292 条において準用される同法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された令和 3 年度の決算審査を執行したので、その結果を意見を付して報告します。

## 令和3年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算審査意見書

### 1 審査の対象

令和3年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算

(附属書類)

- ・歳入歳出決算事項別明細書
- ・実質収支に関する調書
- ・財産に関する調書

### 2 審査の期間

令和4年11月29日

### 3 審査の方法

審査は、組合管理者から審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び政令で定める附属書類について、芸北広域環境施設組合監査基準に準拠して、関係職員からの説明聴取により行った。さらに例月出納検査及び定例監査の結果も参考とし、計数の正確性、事務処理の正否、予算執行の適否について検証を実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であることを認めた。歳計現金の出納状況、保管現金、基金残高等についても指定金融機関の残高証明書及び関係諸帳簿・証書類と照合審査した結果、適正であることを確認した。

また、決算の内容、予算の執行及び基金の運用状況についても、概ね適正に執行されているものと認められた。

審査結果の概要及び意見は、次のとおりである。

## 5 決算の概要及び意見

### (1) 令和3年度予算執行状況

歳入及び歳出の決算額は次表のとおりである。

令和3年度の決算額は、歳入総額 746,515,984 円（予算現額に対する割合 100.00%）、歳出総額 724,054,378 円（予算現額に対する割合 96.99%）で、歳入歳出差引額は 22,461,606 円となり、翌年度繰越額が 5,500,000 円であることから、実質収支額は、16,961,606 円である。

#### 一般会計（歳入）

予算現額 (A) /円	調定額 (B) /円	収入済額 (C) /円	不納 欠損額 /円	収入 未済額 /円	収入率	
					対予算 (C/A)/%	対調定 (C/B)/%
746,510,000	746,515,984	746,515,984	0	0	100.00	100.00

#### 一般会計（歳出）

予算現額 (A) /円	支出済額 (B) /円	翌年度繰越額 (C) /円	不用額 (A-B-C) /円	執行率 (B/A) /%
746,510,000	724,054,378	5,500,000	16,955,622	96.99

### (2) 歳入の状況

対前年度款別の歳入比較は、次のとおりである。

款 別	区 分	決 算 額		比較増減 (円)	増減率 (%)
		令和3年度 (円)	令和2年度 (円)		
分担金及び負担金		467,046,000	442,400,000	24,646,000	5.57
	安芸高田市	286,185,000	270,838,000	15,347,000	5.67
	北広島町	180,861,000	171,562,000	9,299,000	5.42
使用料及び手数料		139,548,365	132,346,635	7,201,730	5.44
	使用料	1,159,540	1,085,940	73,600	6.78
	手数料	138,388,825	131,260,695	7,128,130	5.43
県支出金		330,000	330,000	0	0.00
財産収入		410,865	464,640	△53,775	△11.57
繰入金		100,000,000	90,000,000	10,000,000	11.11
繰越金		19,868,983	33,007,010	△13,138,027	△39.80
諸収入		19,311,771	8,241,761	11,070,010	134.32
	組合預金利子	36,094	45,829	△9,735	△21.24
	雑入	19,275,677	8,195,932	11,079,745	135.19
歳入合計		746,515,984	706,790,046	39,725,938	5.62

歳入合計を前年度と比較すると 39,725,938 円（5.62%）の増となっている。

市町負担金が 24,646,000 円の増、財政調整基金からの繰入金が、10,000,000 円の増、雑入が 11,079,745 円の増収となっている。

雑入の内、資源化物売却代の主な内訳は、次のとおりである。

品 目	売却単価 (円/kg【税別】)		数 量 (kg)		金 額 (円【税込】)	
	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度
新聞	6・8	5・7	25,180	29,420	179,784	207,460
雑誌	3・4	2~3.5	107,770	120,830	447,458	348,151
ダンボール	3~6	2~4.5	71,030	79,640	305,855	251,525
紙パック	3	0・4	1,100	1,200	3,630	2,244
アルミプレス	63	43	27,020	25,520	1,872,486	1,207,096
スチールプレス	25	5~20	37,440	52,620	1,029,600	725,087
鉄くず	15	5・15	267,090	274,220	4,406,985	1,934,130
小型家電	0.1		90,336	107,985	9,943	11,883
空きびん	2~5円/本		1,010	1,050	10,830	11,545
ペットボトル	0・34.86	0・36.39	18,600	17,580	427,463	375,510
発泡スチロール	0.1		3,240	2,990	356	328
羽毛布団	400円/枚(充填量1kg以上) 100円/枚(充填量1kg未満)		63	25	9,570	3,850
その他	—		—	—	3,500	6,356
合 計			649,879	713,080	8,707,460	5,085,165

(3) 歳出の状況

対前年度款別の歳出比較は、次のとおりである。

款 別	区 分	決 算 額		比較増減 (円)	増減率 (%)
		令和3年度 (円)	令和2年度 (円)		
議会費		225,555	207,364	18,191	8.77
総務費		88,646,800	61,666,319	26,980,481	43.75
	一般管理費	39,555,080	40,383,151	△828,071	△2.05
	財産管理費	49,009,585	21,202,360	27,807,225	131.15
	会計管理費	27,500	26,400	1,100	4.17
	監査委員費	54,635	54,408	227	0.42
衛生費		635,182,023	625,047,380	10,134,643	1.62
	需用費	196,773,641	192,962,087	3,811,554	1.98
	役務費	5,019,856	4,322,053	697,803	16.15
	委託料	352,117,579	342,704,085	9,413,494	2.75
	使用料及び賃借料	6,769,440	7,240,696	△471,256	△6.51
	工事請負費	1,100,000	3,335,200	△2,235,200	△67.02
	備品購入費	252,945	875,600	△622,655	△71.11
	その他	73,148,562	73,607,659	△459,097	△0.62
歳出合計		724,054,378	686,921,063	37,133,315	5.41

歳出合計を前年度と比較すると 37,133,315 円 (5.41%) の増となっている。総務費については、財政調整基金への積立額が増加したこと等により、26,980,481 円の増額となっている。衛生費については、処理装置の部品代、電気料等の増加、資源化委託料、業務委託料の増加等により、10,134,643 円の増額となっている。

委託料のうち、有償での資源化を行うため、ごみ処理施設から業者に搬出した品目別の数量及び委託費用の内訳は、次のとおりである。

品 目		数 量 (t)		委託費用 (円【税込】)	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
焼却灰(集じん灰を含む)		1,260.71	1,129.03	49,637,819	44,089,364
不燃残渣及び可燃性粗大ごみの資源化	不燃物残渣	73.06	166.69	3,214,640	9,066,860
	可燃性粗大ごみ	670.02	758.41	16,021,500	26,144,305
	分別不適合プラ	58.23			
	粗大混合物	184.79	192.70	8,130,760	11,237,593
	紙おむつ	49.80	42.39	1,369,500	1,691,312
	廃棄タイヤ	0.56	0.52	12,320	11,440
	運搬費	221 台	—	13,183,500	処理費用に含む
機密文書		36.55	29.53	981,200	668,360
乾電池		14.20	13.88	2,251,669	2,242,879
蛍光管		4.27	4.49		
ガラスびん無色		21.54	44.00	4,355	10,403
ガラスびん茶色		54.86	66.28	54,071	68,824
ガラスびんその他の色		21.58	16.35	29,066	24,639
プラスチック製容器包装		29.35	35.88	16,493	19,349
びん(ガラス)くず		※(160.68)	※(88.66)	3,888,456	1,881,594
特定家庭用機器		3.62	2.55	34,600	10,340
木材		0.76	0	12,160	0
廃棄プロパンガスボンベ		0 本	17 本	0	9,350
合 計		2,483.90	2,502.70	98,842,109	97,176,612

※ 最終的に埋立処理となっているため、資源化量の合計量からは除外

予備費の充用状況については、次のとおりである。

区 分	当初予算額	充 用 額	不 用 額	充用率
令和3年度	3,000,000 円	0 円	3,000,000 円	0.00%
令和2年度	3,000,000 円	258,302 円	2,741,698 円	8.61%
比較増減	0 円	△258,302 円	258,302 円	△8.61%※併

令和3年度では予備費を充用する必要はなかった。

(4) 財産に関する調書

【公有財産】

財産の管理状況は、次のとおりである。

(単位：㎡)

区 分	令和2年度末 現 在 高	令和3年度中 増 減 高	令和3年度末 現 在 高
土 地	5,990.00	0	5,990.00
建 物	5,554.29	0	5,554.29
物 権	44,159.00	0	44,159.00

土地、建物及び物権は、全て芸北広域きれいセンターに係る用地、建物及び地上権であり、年度中の増減はない。

【物 品】

決算年度中に増減のあったものは、次のとおりである。

区 分	令和2年度末 現 在 高	令和3年度中 増 減 高	令和3年度末 現 在 高
パーソナルコンピューター	3	1	4

使用しているパソコンが経年劣化により動作速度が落ちていたため、作業性を向上させる必要があり購入した。

【基 金】

基金の状況は、次のとおりである。

区 分	令和2年度末 現 在 高	令和3年度中 増 減 高	令和3年度末 現 在 高
財政調整基金	154,354,546 円	△50,990,415 円	103,364,131 円

令和3年度は、令和2年度繰越金の内 9,868,000 円、令和3年度執行した補修の入札残や事業未執行等による歳出不用額 39,000,000 円及び基金利子 141,585 円の積立を行っているが、歳入不足分として 100,000,000 円を取り崩したため、基金残高は、103,364,131 円となっている。

## (5) 意見

令和3年度決算額を前年度と比較すると、歳入は39,726千円増の746,516千円、歳出は37,133千円増の724,054千円となっている。歳入の内、ごみ処理手数料については、ごみ量の減少から減額補正を行っているが、事業系ごみ処理手数料の値上げにより昨年度比7,343千円の増となっている。資源化物売却代についても鉄くず等の売却単価の上昇により3,622千円の増収となっているが、依然として財政調整基金の取り崩し（1億円）による予算編成が続いている。

今後も老朽化しているごみ焼却施設の安定稼働のためには、補修費の増加は避けられない状況であり、運転経費となる光熱費の上昇も予測されることから、より厳しい財政運営が求められる。このような状況の中で、組合で取り組むべき課題は、ごみの減量であることを再三にわたり指摘しているが、その取り組みは進んでいない状況である。この問題について、次のとおり意見及び要望を述べる。

### ア 減量化の実施体制について

前年度と比較し、安芸高田市は家庭のごみが68トン増加し、事業系ごみが308トン減少している。一方、北広島町は家庭のごみが153トン減少し、事業系のごみが72トン増加している。これらの原因を分析し、有効な対策を立案することが必要と思われるが、様々な減量化対策案は、平成29年3月に組合が策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」で具体的に示されている。家庭の生ごみ減量化のためのコンポストの普及、事業所の紙ごみ資源化のためのオフィス町内会等、種々の対策はあるが実行されていない。まずは減量化対策を実施する体制の整備を行うべきである。減量化対策の責任者、実施方針、安芸高田市、北広島町及び組合の役割分担の明確化が必要である。

市町の業務で多忙を極める中で減量化対策を推進するためにも、環境団体や事業者との連携、外部人材の導入等による実施体制の整備を図られたい。

### イ 事業所への生ごみ処理機の導入について

令和3年度に大型の生ごみ処理機を購入し、病院、施設、給食センター等での試験的利用を計画していたが、コロナ禍による処理機納入の遅れにより中止しており、そのため県補助金も減額補正となっている。実際に事業所に提案する際には、導入による経費節減や環境負荷の軽減等、費用対効果の評価が不可欠である。ごみ処理手数料や補助金等、経済的視点を踏まえた提案活動を検討されたい。

以上、危機的財政状況の中、市・町・組合が一丸となり、ごみの減量化を喫緊の課題として取り組まれることを望むものである。